



## 米国会計関連情報 最近の論点

### FASB—ASU案 「金融商品—信用損失」に関する これまでの決定事項のまとめ

2015年後半に公表予定の信用損失に関する基準書によって、企業が金融資産の信用毀損を認識する方法が大幅に変更されることになる<sup>1</sup>。

本稿では、今後公表予定の基準書の最重要項目である新たな予想信用損失モデルの認識及び測定に関するFASBの決定事項について、KPMGの現在の理解を要約している。また、既存のプロセス及び内部統制の著しい変更が必要となる可能性のある現行のU.S. GAAPとの差異についてKPMGの見解を提供し、今後明確化が必要となりうるいくつかの論点を説明している。

本稿では特に、信用損失に関する基準書の適用範囲内である金融資産の大部分に適用されることになる現在予想信用損失 (current expected credit loss, CECL) モデルの認識及び測定に関する規定に焦点を当てている。また、本稿では取り上げていないものの、信用損失に関する基準書には、売却可能区分 (available-for-sale, AFS) に分類される負債証券や受益権に関する減損ガイダンス、及び減損に関する新たな開示規定も含まれる予定である。

適用日については、FASBは未だ審議していないものの、暦年ベースで2018年または2019年のいずれかになるとKPMGは考えている。

#### 【主な内容】

システム、プロセス及び内部統制の著しい変更が必要となる具体的な項目には、以下の項目が含まれる。

- 当初認識及び残存期間にわたる損失の測定
- 損失実績の算定
- 期限前返済の見積り
- 予測期間の決定及び将来の経済状況の予測
- 集合的評価

<sup>1</sup> FASB ASU案「金融商品—信用損失」2012年12月20日。www.fasb.orgより入手可能。

## 【残存期間にわたる予想信用損失モデル】

### CECLモデルの適用範囲

以下の表は、一般的な金融商品のうち、CECLモデルの適用範囲内及び適用範囲外のものの一部を列挙したものである(ただし、すべての金融商品を網羅したものではない)。

適用範囲内	適用範囲外
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付金</li> <li>■ 売掛債権</li> <li>■ 満期保有目的 (held-to-maturity, HTM)に分類される負債証券</li> <li>■ ローン・コミットメント</li> <li>■ 保険契約として会計処理されていない金融保証契約</li> <li>■ 貸手が認識したリース債権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ AFSに分類される負債証券(現行の一時的でない減損モデルの改訂を予定している)</li> <li>■ (分類及び測定プロジェクトの対象である)資本性金融商品</li> <li>■ 当期純利益を通じて公正価値で測定される金融商品</li> </ul>

### 認識

当初認識時及び各報告日において、企業は、CECLモデルの適用範囲である金融商品について、残存期間にわたる予想信用損失に対する引当金を認識することになる。認識される引当金の金額は、回収される見込みのない契約上のキャッシュフロー(元本と利息両方)に関する現在の見積りを基礎とする金額となる。その後の予想信用損失の(有利及び不利な)変動は、直ちに当期純利益を通じて認識される。

### 測定

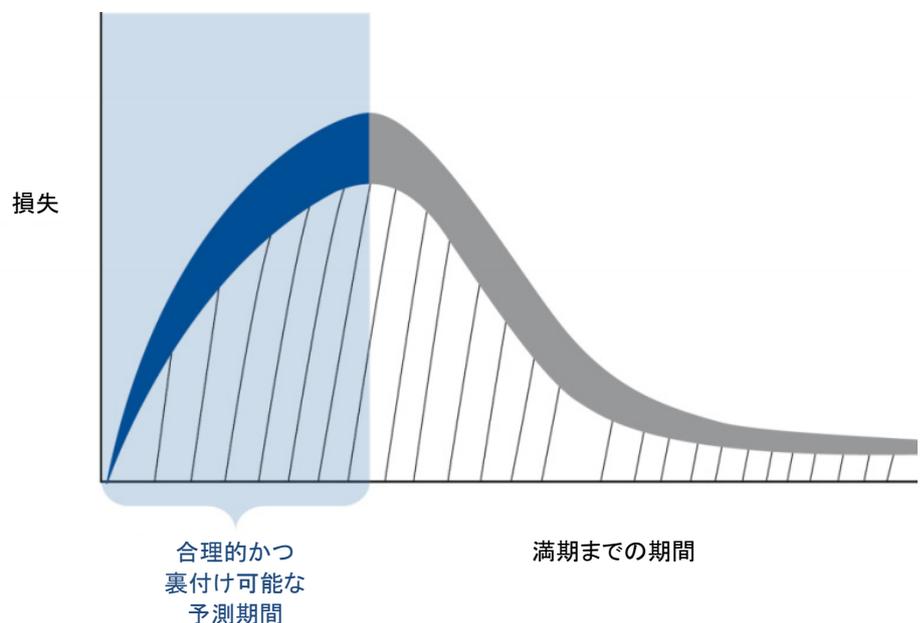
今後公表される基準書では、残存期間にわたる予想信用損失を見積るための(割引キャッシュフロー、損失率(loss-rate)、ロール・レート(roll-rate)またはデフォルト率等に関する)特定の方法を規定しない予定である。企業は、每期継続して適用し、以下の要素を含むCECLモデルの主要な要素を反映させれば、予想信用損失の見積り及び測定を行う方法を裁量的に決めることができる。

- 類似のリスク特性を有する金融資産を集合的に(プールで)評価する<sup>2</sup>。企業は、ある金融資産のリスク特性がプール内の他の金融資産と類似しなくなった場合には、その金融資産をそのプールから除外することになる。必要な場合、その資産を除外した後のそのプールのCECLを評価し調整することになる。ある金融資産が他の金融資産と類似のリスク特性を共有していない場合には、個別にCECLを測定することになる。
- 契約上のキャッシュフローの回収可能性を評価するのに利用可能な情報を検討する。これには、過去の事象、現在の状況、及び将来の状況に関する合理的かつ裏付可能な予測についての外部及び内部の情報等が含まれる。

2 類似のリスク特性には、内部または外部(第三者)のクレジット・スコアまたは信用格付け、リスクの格付けまたは分類、金融資産の種類、担保の種類、規模、金利、期間、債務者の地理的な位置または業種が含まれる可能性がある。

- 企業が将来の状況の予測を行う、または入手することができる合理的かつ裏付け可能な期間を超える期間については、(a)金融資産の見積残存期間にわたって一定のペースで、あるいは(b)予想信用損失に関する仮定が反映された期間にわたって、または仮定が反映されたパターンで、未調整の過去の損失実績を適用する。
- 金融商品の契約期間全体を考慮する(期限前返済の見積りを含む)。不良債権のリストラチャリングを行う合理的な見込みがある場合にのみ、期限延長、更新、及び条件変更の特性を考慮する。
- 発生可能性が低くても損失リスクを反映する。企業は、不払いとなる可能性がゼロを上回っていても損失の額がゼロである場合には、金融資産に係る損失を認識する必要はない。

以下の図は、これらの概念を表している。この例では、企業は、金融資産ポートフォリオの未調整の損失実績を算定し、過去の年間損失率は、上昇した後、金融資産ポートフォリオの満期が近づくにつれて下落すると判断している。企業は、現在及び将来の経済状況によって、過去の実績よりも高い損失が発生すると予測している。その結果、企業が合理的に予測できる期間においては、予測損失率を引き上げる形で調整が行われている。その後の期間について企業は、予測期間の末日現在の予測損失率から金融資産ポートフォリオの残存期間にわたる損失実績率に参照を変更する方法を採用している。以下の図の損失曲線は、予想信用損失の総見積額のビルドアップ曲線を表している。



#### 上図の説明

- ////// 未調整の損失実績
- 現在の状況及び予測される将来の状況に関する調整
- 未調整の損失実績への参照の変更

## 購入した信用毀損金融資産

購入した信用毀損(purchased credit-impaired, PCI)金融資産<sup>3</sup>の予想信用損失に関連する購入時のディスカウント(すなわち、購入価格に組み込まれている信用リスクに関連するディスカウント)は、取得日に信用損失に対する引当金として認識されることになる。その引当金は、財政状態計算書におけるグロスアップを通じて、その資産の償却原価の増加として認識されることになる。その後の予想信用損失の(有利と不利両方の)変動は、信用損失に対する引当金を通じて直ちに当期純利益に認識されることになる。

## 【主な変更】

CECLの当初認識は、信用損失の認識がトリガーとなる事象に基づかないことから、現行のU.S. GAAPにおける当初認識とは異なっている。これは通常、減損がより早く、かつ金融資産が組成または購入された直後から認識されるという結果をもたらすことになる。現行のU.S. GAAPのもとでは、すべての契約上のキャッシュフローが回収されない可能性が高い場合にのみ、信用損失を認識する発生損失モデルを使用して減損損失を算定する。負債証券については、その公正価値が償却原価を下回り、当該減損が一時的でない場合に減損損失を認識する。

新たなモデルは金融機関により大きな影響を与える可能性が高い。しかし、他の種類の企業も今後公表される基準の影響を評価する必要がある。企業は、会計プロセスや内部統制を構築する、または見直すことが必要となる可能性がある。これらのプロセスや内部統制においては、重要な判断、追加的なデータの収集及び見積りの使用が求められる。会計処理及び開示規定の裏付けとなるような追加的なデータを捕捉するためのITシステムの更新または修正も必要となる可能性がある。

このセクションでは、プロセス及び内部統制に著しい変更が必要となりうる現行のU.S. GAAPとの差異の一部について、KPMGの見解を提供する。

## 当初認識及び残存期間にわたる損失の測定

現行のU.S. GAAPのもとでは、証券の当初取得時に損失は発生していないため、信用損失は認識されない。ローンについては、集合的プールに含まれた場合にのみ認識日に信用損失が認識される。

一方、CECLモデルのもとでは、金融資産の当初認識時に予想信用損失を認識することが要求される。例えば、公正価値で取得した満期保有目的の負債証券は通常、購入の時点で信用損失に対する引当金の計上を必要とする。

また、CECLモデルでは、損失リスクの発生可能性が低い場合であっても、引当金に当該リスクを反映させなければならない。その結果、企業は現行のU.S. GAAPに基づく場合と比較して、より多くの金融資産(例:ほとんどの満期保有目的負債証券)に対する引当金を認識することになる。

CECLモデルは、資産の残存期間全体にわたって予想されるすべての信用損失に対して、引当金を計上することを要求している。これは、発生した信用損失のみを認識し、通常、損失が明らかとなるまでの見積期間(例:損失発生期間)に信用損失の認識が限定される現行のU.S. GAAPからの重要な変更である。

3 取得した個別の金融資産(または取得日時点でリスク特性を共有している取得した金融資産のグループ)で、取得者の評価に基づき、組成時以降に重要でないとはいえない信用の質の悪化が生じたもの。



企業は経済状況の変化及び予想される信用損失等の将来事象の発生可能性を評価するための強固なシステム及びプロセスを構築する必要がある。

企業は、組成時または取得時に残存期間にわたる損失を認識することによる影響及び様々な利害関係者の期待を効果的に管理する方法について、慎重に検討しなければならない。例えば、アナリストは、新たに組成するローン額の変動が当期の損益に及ぼす影響に高い関心を寄せる可能性がある。

### 損失実績の算定

損失実績率はCECLの測定の出発点として機能する。損失実績率は通常、資産の残存期間にわたる実際の発生損失の累計から算定される。これは、現在、より一般的に用いられていると考えられる年間損失率とは異なるものである。残存期間にわたる過去の損失率を算定するために、企業は資産の組成年度(例:2010年に組成された5年物の商業用ローン)ごとに分析を行うことが必要となる可能性がある。

### 期限前返済の見積り

予想信用損失の見積りは金融資産の予想残存期間に基づいて行う。期限前返済が可能な資産については、予想残存期間に期限前返済の可能性を考慮する。したがって、企業は期限前返済の時期及び金額を見積る必要がある。これらの見積りは、現行のU.S. GAAPの減損モデルにおいては通常要求されない。

### 予測期間の決定

企業は、将来の状況の合理的かつ裏付可能な予測を行うことができる期間について、損失実績率を調整する必要がある。合理的に予測することができる期間を超える期間については、未調整の損失実績を参照する。このため、企業は合理的に予測することができる期間を決定するためのプロセスを確立する必要がある。

### 将来の経済状況の予測

現行のU.S. GAAPでは、信用損失を算定する際に企業は通常、過去の事象と現在の状況のみを検討する。

CECLモデルでは、企業は、経済状況が将来どのように変化するかを見積り、これらの見積りに基づいて過去の情報を調整することが必要になる。将来の経済状況の予測に内在する不確実性及び不正確性の程度は、企業及びその監査人に困難な状況をもたらす可能性がある。特に企業は以下について判断をしなければならない。

- ポートフォリオにより関連する経済的及びその他の要素が異なる
- 関連する将来予測的な経済データ(内部及び外部の情報の検討を含む)のソース及びそれらのデータをどのように利用するか
- 相反する情報(外部のエコノミストからの異なる見解等)をどのように分析するか
- 予測に基づく損失モデルへの調整をどのように行うか

### 集成的評価

今後公表される基準書では、類似のリスク特性を有する金融資産について、当該金融資産が個別に管理され評価されている場合であっても、減損の集成的評価を求められることが予想される。この要求事項は、貸付金及び満期保有目的負債証券の両方に適用される。集成的評価は、満期保有目的の負債証券及び減損している貸付金を個別評価する現行のU.S. GAAPからの変更を表している。

現行のU.S. GAAPでは、集成的評価は満期までの残存期間を考慮せずにポートフォリオのレベルで実施することができる。これは、現行の評価は、資産が減損していない限り、資産の残存期間を考慮しないためである。他方で、CECLモデルは、資産の残存期間全体についての見積りを要求しているため、また、適用される損失率は資産の残存期間にわたって変化する

と見込まれるため、集成的評価は資産の組成年度ごとに区分して(例:満期までの残存期間に基づいて)行う必要があると考えられる。

### 購入した信用毀損金融資産(PCI資産)の定義

今後公表される基準書では、PCI資産を、組成時以降に重要でないとは言えない(more than insignificant)信用の質の悪化が生じた金融資産と定義している。これは、取得時に回収されない可能性がある契約上のキャッシュフローを伴う資産を含める現行のU.S. GAAPとは異なっている<sup>4</sup>。企業は、新たな資産を取得した際に、その資産が新たな基準書におけるPCI資産の定義を満たすか否かを判断するためのプロセスが必要となる。

## 【今後明確化が必要となりうる論点】

最終基準書に記載される可能性があり、今後明確化が必要になると考えられるいくつかの論点を以下で取り上げている。

### 損失実績の測定期間

CECLを測定するうえで、企業が合理的かつ裏付可能な予測を行うまたは入手することができる期間を超える期間についての見積りは、未調整の損失実績率(すなわち、一定のベース)のみに基づくことも可能である。FASBはこのような過去の損失率の計算に用いる期間を明確にしていない。例えば、このような損失実績率を(満期に達した直近のものを対象とする等の)最近の実績または信用サイクル全体のようなより長い期間に基づいて計算するのか、あるいは原則が決まっていないため判断に基づき計算するのかは明確ではない。

### 未収利息不計上(nonaccrual)の方針との関係

CECLモデルにおいては、残存期間にわたる予想信用損失に、回収が予想されない元本及び利息の両方のキャッシュフローの見積りを含める。最終基準書には、企業がどの時点で受取利息の計上を停止するかについてガイダンスが含まれない見込みである。ただし、米国銀行業界の規制上のガイダンスには、特定の未収利息不計上に関する原則が含まれている。

予想信用損失(元本及び利息の両方を含む)の定義と未収利息不計上の会計処理との間には、一定の関係がある。現行の予想信用損失の定義に基づく場合、受取利息及び関連する債権は未収利息不計上の方針により認識されないものの、回収されない可能性のある利息に関連する損失に対して引当金が設定されることになる。FASBは、認識されていない将来の利息に係る損失を認識する意図を明確にする必要があると考えられる。

### 報告日後に入手した情報

現行のU.S. GAAPでは、報告日後、財務諸表が公表されるまでに入手可能となる新たな事象及び情報の評価は、報告日に存在する状況に基づく見積りを基礎とする<sup>5</sup>。しかし、CECLモデルは、報告日以後の状況の予測を要求している。この差異を踏まえて、財務諸表公表前に入手可能な新たな事象及び情報を評価するというU.S. GAAPの現行規定を、これらの見積りにどのように適用するかを明確にすることは重要である。例えば、企業が将来の経済状況の見積りに失業に関する情報を考慮する場合を想定する。この場合、失業に関する新たな情報が報告日後、財務諸表が公表されるまでの間に公表された場合、その情報が予想と大幅に異なる場合はCECLの測定において用いた見積りに影響を及ぼすことになる。

4 FASB ASC Subtopic 310-30 「債権—取得された信用の質が悪化している貸付金及び負債証券」 [www.fasb.org](http://www.fasb.org)より入手可能。

5 FASB ASC Section 855-10-20 [www.fasb.org](http://www.fasb.org)より入手可能。

## 【次のステップ】

FASBのスタッフは、2015年下期に公表予定の最終基準書のドラフトを作成している。ドラフト作成の過程において、スタッフは財務諸表作成者及び利用者とのアウトリーチを実施する予定である。FASBはスタッフと会議を行い、残りの論点、コスト、ベネフィット、判断の複雑性及び適用日について審議する予定である。

## 【コンバージェンス】

U.S. GAAPとIFRS間のコンバージェンスは達成されない。IFRSは、当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無によって、12ヶ月の予想信用損失または残存期間にわたる予想信用損失を用いて減損を算定する2つの測定目的によるアプローチを採用している。

### 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人  
会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®  
May 2015 No. 15-22をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等ございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。